平成２３年（フ）第１４０６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞２丁目１番39号　コーポ由井205、開始決定時の住所札幌市白石区川下３条５丁目２番６―107号
破産者　小形　利信
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
岩手県二戸市似鳥字上沖野５番地１
破産者　野方　惠子
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３２５号
横浜市金沢区高舟台１丁目14番５号　メゾン高舟台104、開始決定時の住所神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目45番Ｐ―405号
破産者　石渡　　博
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３３０号
神戸市垂水区歌敷山１丁目５番32号　メゾン歌敷山208号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目１番58号
破産者　松岡　茂樹
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６号
岐阜県不破郡垂井町2100番地の31
破産者　藤井　伸晴
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
静岡県藤枝市岡部町玉取208番地
破産者　加納　英也
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９号
静岡県駿東郡長泉町南一色136番地の５　プリマベーラ105号、破産手続開始時の住所静岡県駿東郡長泉町中土狩361番地の１　エンブル・ベロー長泉903号
破産者　鈴木孝之介
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
静岡県浜松市中区和合町220番地の199　パディ202号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番11号
破産者　山本　末夫
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町96番地
破産者　濵田　正人
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４２号
奈良県桜井市上之宮381番地　ミューマリーナ２号館202号室、申立時の住所奈良県桜井市大字橋本494番地の２
破産者　イトーこと　伊藤　頴亮
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４９号
奈良県生駒市俵口町828番地６
破産者　大門　則哉
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
広島県呉市中通２丁目５番16―901号
破産者　松茂　真美
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２６３号
埼玉県所沢市大字久米929番地の８
破産者　篠原　　章
1　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
2　一般調査期日　平成24年８月８日午前10時10分
平成24年６月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６６４号
札幌市南区澄川４条８丁目418番地
破産者　株式会社安宅
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後２時
平成24年７月３日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第７２号
北海道紋別市落石町１丁目17番４―303号
破産者　加口　和子
異議申述期間　平成24年８月27日まで
平成24年７月２日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２８号
大阪府枚方市都丘町27番５―403号
破産者　山田　眞紀
異議申述期間　平成24年８月21日まで
平成24年７月３日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２号
群馬県高崎市矢島町160番地の４
清算株式会社　株式会社井野食品
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額につき、その債務を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
前橋地方裁判所高崎支部